

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立草花小学校
校長 芝田 智昭

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことを通して、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。あきる野市いじめ防止基本方針（平成27年4月（令和元年12月20日改訂））に基づき、「軽微な案件」においてもいじめと判断するものとする。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- ① 「あきる野市 いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- ② 特別支援教育の一層の推進を図り、児童一人一人を大切にされた指導を通して、児童の自己有用感を高める。
- ③ いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- ④ 教員がいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- ⑤ 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

2 組織（4つの取組との関連）

- (1) 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、生活指導部に「SNS・いじめ対策委員会」を設置して、校長、副校長、教育相談担当、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年、スクールカウンセラー等を中心に、組織的に対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、生活指導部や学年主任、当該学年を加えた、「対策調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する
- (3) 必要に応じて、子ども家庭支援センターや民生児童委員との話し合いの場を設定する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

① 前年度の「いじめ」の実態

前年度は、「いじめ」として把握している事案が4件あった。からかい、悪口、軽くぶつかられたりたたかれたりする等の事案で、担任と管理職を中心に組織的に対応した。

② 前年度の取組の成果および課題

- ・ 校内サポート委員会を毎月開催し、各学年の児童・クラスの様子を報告する場を設けた。校内で現状や方向性を共通理解することで、教職員間の意識の向上につながった。今年度も教職員間で情報を共有し、連携を取りながら組織的に対応する。
- ・ 「あったかチルドレン」を合言葉に、いじめに対する学校全体としての取組を、児童会役員を中心に話し合い、相談ポストを設置した。また、学校便りを通じて、「いじめは絶対に許さない」ことを保護者にも伝え、啓発を行った。

(2) 未然防止

- ① 教育活動全体を通して「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」の「いじめ撲滅三原則」について児童に徹底した指導を行う。
- ② 各教科等での取組を通して、自己の指導力を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。
- ③ 児童会等の特別活動において、児童が活躍できる場面や役割を設定し、他の児童から認められる体験をもたせる。
- ④ 「おもいやりの日」「いじめに関する授業」の実施により、児童がいじめについて考える時間を設定する。
- ⑤ スクールカウンセラーを活用し、児童の悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。
- ⑥ セーフティ教室を実施し、SNSやインターネットによるいじめ防止について、児童だけでなく保護者にも啓発を行う。
- ⑦ ソーシャルスクールワーカーを活用し、児童や家庭に働きかけ、必要に応じて、福祉・医療など他機関へ繋ぎながら、より良い支援につなげる。
- ⑧ 特別支援教室の担任や特別支援教室専門員が各教室を巡回し、特別支援教室に通っている児童の学級での様子を観察したり、その他の児童についても、特別支援教室の担任の専門的視点から注意深く観察を行ったりして、各担任と情報共有を行う。
- ⑨ 生活指導部会や毎週火曜の生活指導夕会で、児童や学級全体の様子を共有する。

(3) 早期発見

- ① ふれあい月間において、アンケートの活用や面談を通し、児童の小さなサインも見過ごさないように努める。
- ② 第5学年においてスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童が相談しやすい関係づくりに努める。
- ③ 学級集団アセスメントを実施し、潜在的ないじめの発見に努める。
- ④ 日記・相談箱等を活用し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- ⑤ 教職員間の情報を共有し、管理職への報告を徹底する。
- ⑥ 保護者や地域との連携、相談体制の整備及び保護者や地域への啓発を行う。

(4) 早期対応

- ① 正確な事実確認・状況把握を行いながら、いじめの定義と照らし合わせ、いじめの判断を行う。
- ② 担任が一人で抱え込まず、必ず学年主任に報告し、学年主任が管理職、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター等に報告する。
- ③ 生活指導部会で情報を収集した上で、役割分担を決めて対応策を検討する。
- ④ 被害児童については、全教職員が協力して心のケアに努める。また、被害児童の保護者につい

ては、速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

- ⑤ 加害児童については、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害児童の保護者については、速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関し必要な助言を行う等、協力して対応する。
- ⑥ いじめに関する事実が認められた場合、速やかに教育委員会に報告する。また、学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、警察等、その他関係機関などに相談する。

5 重大事態への対処

- (1) 教育委員会へ速やかに報告し、教育委員会の指導の下、連携して対応にあたる。また、児童の生命に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察に通報する。
- (2) 「対策調査委員会」において、再度状況把握、事実確認を行う。
- (3) 臨時保護者会を開き、概要の説明や対応方針等の説明を行う。

6 「SNS東京ルール」の活用

- (1) 「SNSあきる野ルール」や「草花SNSルール」の全校児童への周知
- (2) 「SNSあきる野ルール」や「草花SNSルール」の家庭への周知
- (3) 「SNS家庭ルール」の作成依頼
- (4) 「SNSあきる野ルール」や「草花SNSルール」を活用した取組

7 その他

- (1) 評価について
 - ① 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
 - ② 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的実施し、生活指導部会が中心となって結果を集約して、成果と課題を明確にする。
- (2) 校内研修
 - ① 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認して、共通理解を図る。
 - ② 生活指導部会を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施する。
 - ③ 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導を行う。
- (3) 保護者・地域との連携
 - ① 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
 - ② 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
 - ③ 個人面談で児童の様子を聞き取る。
 - ④ 道徳授業地区公開講座を11月・12月に開催し、道徳教育について意見交換をする。

(4) 年間計画

月	教員・SCの取組	児童会の取組	保護者・地域との連携	教員研修評価	学校行事
4	校長講話（児童朝会） 学年集会		いじめ対策の説明【保護者会】	いじめ防止基本方針についての共通理解	おもいやりの日 セーフティ教室
5	SCによる全員面接 （第5学年）				おもいやりの日
6	ふれあい月間 アンケート実施①		保護者会での 情報交換①	取組アンケート実施①	おもいやりの日 ふれあい月間
7	道徳授業	「いじめをなくそう」子ども会議	いじめを題材にした本を「読み聞かせ」で取り扱う		おもいやりの日
8	図書館から関連書籍を取り寄せ、紹介する（2学期始め）				
9	学年集会	御堂中学校と連携した挨拶運動			おもいやりの日
10	校長講話（児童朝会）				おもいやりの日 体育学習発表会
11	ふれあい月間 アンケート実施② 道徳授業地区公開講座		保護者会での 情報交換②	取組アンケート実施②	おもいやりの日 ふれあい月間
12	道徳授業地区公開講座 本の読み聞かせ （全校テレビ放送）		道徳アンケート		おもいやりの日
1	学年集会				おもいやりの日
2	ふれあい月間 アンケート実施③		保護者会での 情報交換③	取組アンケート実施③	おもいやりの日 ふれあい月間
3	DVDを利用した授業				おもいやりの日